

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：島根県

農業委員会名：大田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,850	607	—	—	2,460
経営耕地面積	1,196	311		44	1,507
遊休農地面積	234	84			318
農地台帳面積	2,413	1,262			3,675

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,087
自給的農家数	986
販売農家数	1,101
主業農家数	112
準主業農家数	226
副業的農家数	763

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,382
女性	643
40代以下	85

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	78
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	6
農業参入法人	6
集落営農経営	40
特定農業団体	—
集落営農組織	40

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 6年 1月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17(17)	17(17)
認定農業者	—	4(3)
認定農業者に準ずる者	—	4(3)
女性	—	2(1)
40代以下	—	—(—)
中立委員	—	1(1)

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	28(28)	28(28)	22(22)

\* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

\* ( )内は、令和3年1月31日までの体制の数値

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		2,460 ha	629 ha
課 題	農地中間管理機構の活用等により、少しずつではあるが集積が進んでいる。 農家の高齢化、担い手不足は継続的な問題であり、条件が悪い中山間地の農地の集積は進んでいない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
680 ha	650 ha	21 ha	95.59%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	「人・農地プランの実質化」に向けた会合等に積極的に参加し、地域の担い手、農地の状況把握に努め、集積につなげる。 日常の相談業務等においても、農家(受け手、借り手)の状況を把握し、集積につなげる。 また、併せて農地中間管理事業等の制度の周知を行う。
活動実績	各地域で開かれた「人・農地プランの実質化」に向けた会合等に積極的に参加し、地域の担い手、農地の状況把握に努めた。 7～10月に利用状況調査を実施し、管内の農地の状況把握に努めた。 利用意向調査については、体制が整わず実施が遅れ、3月から実施している。 委員の日常業務において、農地中間管理事業等の活用を推進し、担い手への集積に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	基盤整備事業導入等のため、農地中間管理機構を活用した農地の集積が進み、目標をほぼ達成できた。 一方で、農地の出し手の希望は多いが、ほとんどが中山間地の耕作条件の悪い農地で、集積に至らないケースが多い状況は継続している。 農業委員・推進委員の活動、農地中間管理機構との連携強化等により、担い手への農地集積に向けた継続的な取組が必要である。
活動に対する評価	「人・農地プランの実質化」に向けた会合への参加等、地域での活動は積極的に行えたと評価する。 また、基盤整備事業を導入する地域の委員においては、会合への参加等により、担い手への農地集積に努めた。 引き続き農地中間管理機構等の制度の周知を行うとともに、担い手不足・不在の地域での集落営農の組織化・広域化、担い手育成・確保を図る必要がある。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	1 経営体	4 経営体	1 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.16 ha	3.00 ha	0.35 ha
課題	農業従事者の高齢化、農家の後継者不足等により、担い手の確保が困難な状況である。 U・Iターンも含め、新規就農に向けての資金・農地の確保、技術の習得等への支援を行い、大田市農業の活性化を図ることが必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1 経営体	3 経営体	300%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.4 ha	1.47 ha	367.50%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	参入目標数について、参入者は大田市総合計画における目標値により設定。目標面積は別段面積相当とした。 大田市農業担い手支援センター等の関係機関と連携し、人材の掘り起こし、就農希望者への農地確保等の相談を随時行う。
活動実績	随時の相談業務等において、大田市担い手支援センター等の関係機関と連携により、就農支援、農地確保の支援を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	今年度も数値としては目標達成できた。 今後も新規参入者を増やすため、農業関係機関と連携し、人材の掘り起こしや就農希望者への農地確保の支援等を行う必要がある。
活動に対する評価	農業担い手支援センターが窓口になることが多く、センターを中心とした随時の相談業務となった。今後はセンターからの連携要請だけでなく、農業委員会として人材の掘り起こし等ができるよう努めたい。 委員の活動による人材の掘り起こし等の方策を検討する必要がある。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,764 ha	遊休農地面積(B) 318 ha	割合(B/A×100) 11.51%
課 題	中山間地の耕作条件が悪い農地の遊休化が著しい。さらに、圃場整備済田においても遊休化が進みつつある。農業従事者の高齢化、後継者不足・不在が要因となっている。 経営拡大志向農家の掘り起こし、集落営農組織の推進等による担い手の確保等、総合的な取組が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
15 ha	15 ha	100%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	45 人	7月～10月	10月～11月
活動計画 農地の利用状況調査	調査方法 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況を更に詳しく確認し、台帳及び地図等に記録。 推進委員が主体となり、農業委員と連携して担当地区を調査。 大田農業振興地域整備計画の見直し、「人・農地プランの実質化」を視野に入れ、「守るべき農地(地域)」の見極めを実施する。		
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月		
その他の活動	日常的な農地パトロールの実施。 山林・原野化している農地について非農地判断を進める。 遊休農地において作付する品目(高収益作物等)を検討し、その普及に努め、遊休農地の解消・発生防止につなげる。		
活動実績 農地の利用状況調査	調査員数(実数) 45 人	調査実施時期 7月～10月	調査結果取りまとめ時期 10月～2月
農地の利用意向調査	調査実施時期 3月～	調査結果取りまとめ時期	未実施
	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 430 筆	調査数: 58 筆	調査数: 一 筆
	調査面積: 32.5 ha	調査面積: 5.1 ha	調査面積: 一 ha
その他の活動	農地法関係の現地調査等に併せ、担当地区内の農地の状況把握に努めた。利用状況調査により、現況非農地の把握ができた。		

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	推進委員設置以降、より正確な調査及び状況把握ができています。 日常の活動や調査の際、遊休農地の所有者に指導できたことにより、抑止・解消できた例があった。
活動に対する評価	利用状況調査については、おおむね計画どおり実施できた。委員の研修会を開催し、判断基準等について一定の共通認識を持つことができた。 利用意向調査については、体制が整わず実施が遅れ、3月から実施している。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,460 ha	0 ha
課 題	農地転用制度の周知徹底と違反転用の早期発見が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	地区担当委員の日常の活動により、随時違反転用の早期発見、是正指導を行う。 7～10月に、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施する。 農業委員会の広報誌「ええひより」、市ホームページにより、農地転用制度、違反転用について周知する。
活動実績	7～10月に、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施した。 違反転用の発生防止に向け、市ホームページにより農地転用制度、違反転用について説明、周知を行った。
活動に対する評価	広報誌の紙面の都合により、転用に関する記事を掲載できなかった。 日常のパトロールによる違反転用の早期発見、是正指導も十分とは言えない状況であるので、今後積極的に取り組む必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 40 件、うち許可 40 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認、担当地区農業委員(推進委員)及び事務局職員の現地調査、及び申請者からの聴き取りをしている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局担当者が申請内容、農地の状況や取得者の営農状況等を説明。担当地区農業委員の現地調査の報告後、質疑応答し採決している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	40 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	市ホームページでの議事録公開。 農業委員会事務局において議事録縦覧。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	15 日
	是正措置	—			

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 65 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認、担当地区農業委員(推進委員)及び事務局職員の現地調査、及び申請者からの聴き取りをしている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局担当者が申請内容、農地区分及び許可基準等を説明。担当地区農業委員の現地調査の報告後、質疑応答し採決している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	市ホームページでの議事録公開。 農業委員会事務局において議事録縦覧。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 42 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		21 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		20 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 258 件	公表時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法: 農業委員会広報誌「ええひより」に掲載。 市ホームページに掲載。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 196 件	取りまとめ時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法: 令和2年度は情報提供実績なし。	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	3, 675 ha
		データ更新: 年3回、委託業者によるメンテナンスを実施。農地・住民情報を一括更新している。 また、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等の貸借情報、利用状況調査結果、相続等の届出等について随時更新している。	
	公表: 法の規定に基づき公表。(実績なし)		
	是正措置	—	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

農業委員会事務局において議事録縦覧。

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--